

一人1台端末についてのご説明

皆様に大切なお知らせがございます。

都立高校（又は都立特別支援学校高等部）では、令和4年度入学生から、新たな学びが始まりました。

全校に無線LANを整備し、教育活動のあらゆる場面において、生徒所有の一人1台端末を活用することにより、一人ひとりの力を最大限伸ばす教育の充実を図っていきます。

具体的に、一人1台端末等のデジタルを活用した教育の実践例をいくつかお示しします。

まずは、立川高等学校における「八丈島でのフィールドワーク」での端末活用です。八丈島火山の成り立ちや植物相の違いについて、調べ学習やグループ学習で端末を使用しています。校外学習なども含む、教育活動のあらゆる場面において、端末活用をしています。

次に、小平南高等学校における「ノートのように端末へ書き込むこと」における活用です。先生から出される数学の課題に対して、端末をノートのように書き込むなど、データとして保存しています。

作成したデータを共有したり、発表等で活用したりするなど、生徒同士の主体的・対話的な学びを促進することができます。

最後に、雪谷高等学校における「デジタル教材への取組み」における活用です。デジタル教材の問題を解き、グループ内で意見交換等を行いながら、生徒同士の協働的な学習を中心に行い、学びの質を高めています。

デジタルを活用した学びにより、生徒の学びを変革し、主体的・対話的に学ぶ新しい教育を提供していきます。

また、いつでもどこでも学習ができる、学びを止めない環境を提供いたします。

スライドの2枚目をご覧ください。

まず、「高校段階の学習にふさわしい端末整備の考え方」です。

高校段階の多様な進路実現に向け、個人の興味関心に従って自在に活用できる端末であることが重要であると考えています。

また、授業における学びやすさ・教えやすさの観点から、学校単位で同一の仕様の端末を整備していきます。

次に、「端末の導入について」です。

まず、令和5年度入学生の皆さんには、原則全員に端末を購入していただきます。ご購入いただくことから、自宅での自由な活用が可能であり、卒業後もそのまま活用可能です。なお、自宅に端末等が既にあり、学習用に使用したいとのご希望があれば、学校に相談の上、使用が可能な場合があります。その場合でも生徒が自分専用としていつでも自由に使える端末をご準備いただく必要があります。

また、保護者の皆様には、自宅のWi-Fiなどの安定した通信環境の確保をお願いします。

スライドの3枚目をご覧ください。

以下、参考になりますが、令和4年度入学生の端末購入補助実績及び端末購入方法について、御案内いたします。

高等学校・中等教育学校向けに、保護者負担定額補助、多子世帯補助、給付型奨学金（端末購入補助）の3つの補助制度を設けております。

保護者負担定額補助については、全世帯を対象として、保護者の負担額が定額の3万円となるように支援を行いました。

多子世帯補助については、令和4年4月1日現在、扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯を対象として、保護者負担額の3万円の更にその2分の1である1万5千円を支援しました。

給付型奨学金（端末購入補助）については、給付型奨学金の受給対象世帯に対して、保護者負担が生じないように支援を行いました。

特別支援学校においては、就学奨励事業により、保護者負担が生じないように支援を行いました。

端末の購入方法については、高等学校・中等教育学校では、保護者・生徒が専用サイトで端末購入をいただき、特別支援学校では、学校で取りまとめて端末購入をいただきました。

最後に、今後の予定です。

令和5年度入学生向けの端末購入の仕組みや購入費用の保護者支援策については、現在、東京都教育委員会で検討を進めており、情報教育ポータルサイトや都立高等学校等合同説明会等でお知らせします。

以上です。